

日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱(案)概要

1 趣旨

誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、パートナーシップの関係にある二人とその親族等がその自由な意思により行うパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定める

2 要綱の体系及び主な内容

第1条	趣旨
第2条	定義 ・ファミリーシップとは、パートナーシップにある者(同性・異性を問わない)及びその子を始めとした近親者(三親等内)等を含め、家族であることを約した関係のことをいう。
第3条	宣誓の要件
第4条	宣誓の方法 ・近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、その関係を確認できる書類を提出する。
第5条	通称名の使用
第6条	宣誓書受領証等の交付
第7条	近親者等に関する記載 ・ファミリーシップにある近親者等がいる場合、宣誓書受領証等に近親者等の氏名を記載することができる。
第8条	近親者等に関する記載の削除 ・近親者等が希望する場合は、申立により、宣誓書受領証等から氏名の削除ができる。
第9条	宣誓書受領証等の再交付
第10条	宣誓書受領証等の変更
第11条	宣誓書受領証等の返還
第12条	無効となる宣誓
第13条	委任

※ファミリーシップ制度開始に伴い大きく変更・追加される部分のみ詳細を記載。

3 補足

15歳以上の近親者等の氏名等(生年月日を含む)を宣誓書受領証等に記載する場合は、近親者等の自署で同意書が必要(第7条)。15歳未満の近親者等の氏名等を記載する場合は、その関係を確認できる書類を宣誓時に宣誓者が提出することで、記載が可能(第4条)。宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、申し立てによって、宣誓書受領証等から氏名の削除が可能(第8条)。よって、パートナーシップ宣誓制度の導入時に、ファミリーシップ宣誓制度を検討事項

とした要因である「子どもの意思」については、尊重ができているものと考えます。

愛知県のファミリーシップ制度が令和6年4月に運用開始予定となっており、市の制度も、原則として愛知県の制度に準拠する内容で検討しています。